

学位論文題名

民事責任とリスク

—フランス民事責任論に関する序論的考察—

学位論文内容の要旨

本論文は、近時の「リスク社会」論の視座から、こんにちの民事責任論を象徴する「過失責任から無過失責任へ」という法現象、及びその次の段階として現れる新しいリスク・不確実性に対する民事責任に焦点を合わせ、民事責任の枠内で意識的に「リスク社会」の問題が論じられるようになっているフランスの議論を取り上げて検討するものである。本論文は2部からなる。

第1部では、「過失責任から無過失責任へ」という法現象を、19世紀フランスの議論に仮託するかたちで、各時代の社会秩序観の変遷と関連づけながら分析する。

第1章では、フランス革命後の市場・契約に基づく社会秩序観とその若干の帰結を示した後、同時期の産業保護主義を一瞥し、複数の社会秩序観が民事責任規定に反映されていることを明らかにする。すなわち、第1節では、フランス革命から民法典の編纂に至るまでの間には、貧民を国家の担い手となる自由で責任ある主体に育て上げることで、市場と契約に基づいて社会秩序を形成しようとする動きが存在したことを一瞥し、これに対して第2節では、産業の保護・奨励という視座から、労働者を使用者の監視と規律のもとに置くかたちで社会秩序を形成しようとする別の動きが存在していたことを指摘する。そのうえで、第3節では、フランス民法典が、これらの複数の社会秩序観を伏線としたものであることを明らかにする。

第2章では、19世紀中葉の社会秩序観の変化を「大衆的貧困」の認識を通して一瞥した後、同時期にこうした社会秩序観の変化と連動して登場した「社会法」から示唆を得て、19世紀中葉以降の民事責任論の変遷がこの時期の社会秩序観の変遷を反映するものであったことを明らかにする。すなわち、第1節では、19世紀中葉のフランスにおいて、「貧困」の原因が労働者を取り巻く労働環境や生活環境にあるものと考えられるようになったことを一瞥し、第2節では、そこにみられる認識の転換が、労働環境や生活環境の改善を使用者に義務づける「社会法」の背景にあることを指摘する。そのうえで、第3節では、労働災害についてみられる民事責任の判断が、こうした認識の転換を複線としたものであることを明らかにする。

第3章では、「連帯」という社会秩序観を一瞥した後、その政策的帰結である「保険」の適用とそれが「社会」にもたらした変容を労使関係に即して確認し、最後にそうした社会秩序観が19世紀末葉の民事責任論や労災補償法に不完全なかたちで反映されていったことを明らかにする。すなわち、第1節では、19世紀末葉のフランスでは、「貧困」が一定の相互依存関係のなかで生じるリスクのひとつとして理解され、同様のリスクを共有する個人に管理と分配を義務づける「連帯」という視座が登場したことを一瞥し、第2節では、リスクを管理・分配する技術として、「保険」が注目されるようになったことを指摘する。そのうえで、第3節では、19世紀末葉の民事責任論では、こうした「連

帯」に基づく枠組みが強く意識されながらも、二当事者間の紛争解決を目的とする民事責任においては、必ずしもそれが貫徹されることがなかったことを明らかにする。

以上を踏まえて、総括では、「過失責任から無過失責任へ」という法現象が、「事故」という言説において、「個人」と「社会」の関係やその捉えかたの変化を反映したものであることを確認し、「リスク社会」と呼ばれるこんにちでは、これまでとは異なる民事責任のありかたが探求されるべきであることを説く。

第2部では、第1部での考察を受けて、「リスク社会」における民事責任論の可能性を、フランスにおけるH.I.V.感染事件とそれを契機とした議論を通して分析する。

第1章では、H.I.V.感染事件の概要・政策的対応を確認した後、それに対する法解釈的・法制度的対応を検討する。すなわち、第1節では、H.I.V.感染事件の経緯とそれに対する政策的対応が不十分なものとどまったこと、第2節では、輸血センターや国の責任をめぐる判例・裁判例が、過失責任や無過失責任を押し進めるかたちで解決を図ったこと、第3節では、H.I.V.感染の被害者救済のために設けられた基金が、被害者救済を徹底する制度を採用したことをそれぞれ明らかにした。

第2章では、H.I.V.感染事件における法解釈・法制度的対応の含意を、伝統的な法解釈・法制度、及び民事責任概念の対比という観点から検討し、H.I.V.感染事件における法解釈的・法制度的対応が、伝統的なリスク、連帯、さらには責任によっては枠づけることができない、新しい責任を想起させるものとして位置づけられることを明らかとする。すなわち、第1節では、H.I.V.感染事件に関する判例・裁判例が、伝統的な免責事由を著しく制限し、従来型のリスクとは異なる新しいリスクに対する責任を認めたものであるとする理解が示されたこと、第2章では、H.I.V.感染事件を契機に、保険や社会保障制度の限界が意識されるようになり、伝統的な社会連帯とは区別された意味での新しい連帯の必要性が意識されるようになっていくこと、第3節では、H.I.V.感染事件を契機に、損害填補を中核とした伝統的な民事責任論に対し、加害者の制裁や事件の真相究明を含めた被害者救済を考慮する新しい責任の必要性が強調されるようになっていくことをそれぞれ明らかにする。

第3章では、H.I.V.感染事件を契機に注目を集めることとなった予防（警戒）原則の含意を、その民事責任への影響という観点から検討し、予防（警戒）原則が、あるいは損害回避機能やフォートの前提となる義務の高度化を、あるいは事前の意思決定の段階での情報提供義務を、民事責任に導くものであることを明らかにする。すなわち、第1節では、哲学や倫理学の領域で展開された責任論を受けて、民事責任に損害の先制的予防やフォートの前提となる行為義務の高度化を導くものがみられるようになっていくこと、第2節では、できるだけ早い段階での情報提供を行うことで、意思決定をより慎重なものとすると同時に、加害者の制裁や事件の真相究明の要請、選択の自律性を担保し、紛争予防的にリスクへの対応を志向するものがみられること、第3節では、それらの議論を民事責任の基礎や個別要件に取り込む動きがみられることを明らかにする。

以上を踏まえて、総括では、わが国の民事責任論とフランスにおける近時の動向を比較し、フランスにおいて近時意識されるようになっていく問題が、わが国でも同様に問題となりうるものであること、及びそれを検討する際には、フランスの近時の議論が参考になることを示す。

最後に、課題と展望として、「保険社会」における民事責任、及び「リスク社会」における民事責任について、それぞれ総括的な検討を加え、こんにちにおける民事責任がそのありかたに再検討を迫られていることを確認し、むすびとする。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 吉 田 邦 彦
副 査 教 授 瀬 川 信 久
副 査 教 授 吉 田 克 己

学 位 論 文 題 名

民事責任とリスク

—フランス民事責任論に関する序論的考察—

本論文のテーマは、各論的には多数の文献がある「民事責任」を歴史的に広いスパンで洗い直し、それを根本的に原理的に再考するという壮大なものである。しかも基本的なモチーフは、F・エバルトの大著を読み抜き、さらに関連する基礎文献（フーコー、ベック、ルーマンなど）も渉猟して、現代的なリスク論の見地から、従来の不法行為枠組みを根底から批判していくという野心作である。構成は、2部からなっており、第1部では、19世紀のフランス民事責任史が扱われ、第2部では、HIV感染の問題を媒介とする、現代のリスク論を踏まえた民事責任法の今日的転回を分析する。

すなわち、民事責任論の背景をなす社会秩序観に関する歴史的考察を行った、第1部では、様々なことが指摘されるが、一番のポイントは、従来の「過失責任から無過失責任へ」という単線的・段階論的な社会状況の進歩観では捉えきれず、多様な見方が錯綜している状況を示すところである。つまり、近代の民事責任（ないし民事法）の典型イメージは、個人の自由放任主義ないし自由契約を前面に出し、民事責任は例外的に課せられ、事故ないし不可抗力にあたるものは「運命」であり、思慮を欠く個人に帰せられるというものであった。しかしこうした純粋型は、近代以前の古法期には採られず（厳格責任がある）、且そのまま近代法典（フランス民法典）ないし判例になったわけではないことを指摘する（起草過程で、それに近かったのは、カンバセレス草案であったことにも注目する）。民法典には、管理・監督というフランス古法の法的伝統に基づく代位責任ないし保障責任が継承されており、それが、労働力を確保して産業化を支えるという側面があることにも留意して、そして、20世紀的な監視・規律を通じた人間統治、責任法的には使用者責任（労災責任）をクローズアップさせる「社会法」への展開（さらには、その後の「連帯思想」による社会保険・社会保障法の凌駕）を用意しているとするわけである。

他方で、現代的展開を論ずる第2部では、フランスでのHIV感染問題の実務・学説の対応を詳細に辿り、これが従来にはない、特殊な損害類型（感染特殊類型）であることに留意し（すなわち、長期の潜伏期間があり、発現後に必ず死亡し、死の恐怖・将来の苦痛への心配、孤立・混乱

があるとする)。そして実務対応としても、司法判例は、従来の過失責任原則を超える無過失責任ないし予防・警戒原則が採られ、行政判例（コンセイユデタ）もワントンポ遅れて責任が強化され、その上で被害者救済制度（1991年）が設けられた経緯・帰結を示す。そして続けて、それが嚆矢的触媒となって、今日のリスク論に対応すべく民事責任法の新たな対応の仕方を巡って、様々な議論がなされていることを紹介・検討し、さらに、筆者自身のリスク社会に向けた新たな責任論を提示する。例えば、①科学技術の進歩の裏側として、知識の不完全性（いわゆる「開発リスク」の問題など）、それゆえにリスク結果の予見可能性の前提に対する懐疑（それゆえに説によっては、責任限定に回帰する）、それとの関係で、従来の厳格な責任の新たな意味づけ、②損害の広汎さ、時間的広がりを持った損害（将来世代にもわたる）、その不可逆性、それゆえに予防的・警戒的対応（先制的予防）の必要性、③因果関係の立証の難しさ、それを回避する必要性、④（①と関連するが）漸進的判断という性格から、情報提供義務・追跡調査義務の必要性、⑤被害者のリスク評価の多様性、被害者の感情に留意して民主的対応の必要性から、リスク・コミュニケーションの必要性、加害者制裁の必要性など多岐にわたる示唆を示す。

* * *

このように、本論文の考察は、社会学・哲学の展開に裏付けられて、民法の解釈論以外に、民事責任法の根底をなす問題の歴史的考察、理論的考察に及ぶ壮大なものであり、方法的にチャレンジングであり、わが国の民事責任の領域では、——フランス法学のこうした分野の活況ぶりと比較してみても——類似の作品は稀少であり、従来の研究の欠落を埋めるもので、本論文の意義は大きいと言えるであろう。また、リスク論に対応する新たな民事責任法の構想も、今日支配的な損害賠償法の理論（例えば、平井教授のそれ）とつき合わせてみても、根本的なところで、重大な反省を迫るものであろう。

以上の如く本論文は、高く評価できるが、他方で、理論的・総論的論文には必然的に伴う、以下のような問題も存在する。例えば、①HIV感染の場合が詳論されるが、こうしたリスク問題は他にも数多く存在する（理論の射程の広さの裏側の問題）。類似の身体に関わる蓄積的カタストロフィー損害として、アスベスト、肝炎、BSE、遺伝子組み換え食品の問題など存在するし、さらに、予防・警戒原則に関しては、環境損害について議論の蓄積が見られるが、それらについての扱い方がまだ不十分ではないかということ、②理論的問題になると、議論は普遍的・全世界的になるので（法制度などに見られる各国法の文化的相対性の低下）、議論の蓄積の程度に応じた知見吸収に努めるべきではないか（議論が活発なフランス法は、確かに示唆深いですが、例えばアメリカでも相当の類似の蓄積がある）。③社会学・哲学・歴史学などとの学際的考察を行うのは、野心的だが、他面で、その中で、社会学の論文ではなく、法学研究者の論文としてどのように独自性を出していくかになお検討の余地がある。さらに、エバルトの著作などに通じている者には分かるが、分析も対象も少々異なる第1部と第2部との関連性をもう少し丁寧に論ずるべしとの意見も出された。しかし、いずれも望蜀の感があり、また今後ライフワークとして研究を伸展させていくべきこととも言えて、審査員は全員一致して、質の高い野心作であると評価しており、問題なく課程博士号を付与すべきであると決した。